

# 税金の納期限内納付 忘れていませんか？

国民の三大義務の一つである納税。税金は、皆さんの生活に欠かすことのできない福祉や教育の充実、社会の安全と秩序の維持等のために必要な財源です。



税金は、忘れずに納期限までに納付しましょう。

## 納期限内に納めないと延滞金がかかります

税金を納期限内に納めなかった場合、本税のほかに「延滞金」「督促手数料」を納めなくてはなりません。延滞金は、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じて加算されます。

これは、納期限内に適正に納付していただいている多くの方との公平性を考え設けられたものです。

延滞金の金額は、現在、納期限の翌日から最初の1か月間は2.9%、それ以降は9.2%の割合で計算します。(年利)

## 口座振替での納付が便利です

市税の納付は、納め忘れがない口座振替が便利です。  
詳しくは税務課または市内金融機関にお問い合わせください。



## 滞納している方には差押等の滞納処分を実施しています

納期限を過ぎ、督促状発送後10日を経過した日までに完納しないときは「滞納者の財産を差し押さえないければならない」と法律で規定されています。

文書や電話による再三の催告にもかかわらず納付されない場合には、財産調査のうえ動産(自動車等)・不動産・債権(預貯金・給与等)を差し押さえます。動産・不動産は、公売により換価し滞納税に充てます。

また、財産を発見するために自宅や事業所等の搜索(裁判所の令状は不要)を行う場合もあります。

これらの滞納処分は、事前の連絡や本人の同意なしに行われる強制的な処分です。

### 平成25年度滞納処分の状況 市が行った差押件数

差押財産	件数
預貯金	326件
不動産	57件
給与・報酬	32件
生命保険	107件
動産・その他	13件
合計	535件
搜索	3件
公売	4件

